

練馬区産業振興基本条例について

産業振興は、製品やサービスの提供を通じ、経済活動を活性化させ地域に活力をもたらすなど、区民生活を向上させる役割を担っている。また、区内産業の発展を図るためには、事業者、産業経済団体、区民、区が、産業振興の社会的役割や協力体制などについて、共通認識を持つことが重要である。

そこで、「練馬区産業振興基本条例」を制定することとし、その条例の基本的な考え方を検討するため、平成 16 年 12 月、学識経験者や産業経済団体関係者、区民からなる「練馬区産業振興指針策定会議（座長：高橋徳行武蔵大学経済学部教授）」を設置し、「練馬区産業振興指針」を策定した。

この指針を踏まえ、区民の生活環境と調和した活力のある産業の発展を促し、区民生活の向上を図るため、産業振興の方向性、区の責務や、事業者・産業経済団体の役割、区民の協力など、産業の振興に関する基本となる事項を定めた「練馬区産業振興基本条例」を制定した。

○練馬区産業振興基本条例

平成 17 年 3 月 14 日

条例第 12 号

（目的）

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、練馬区（以下「区」という。）における産業の振興に関する基本となる事項を定めることにより、区民の生活環境と調和した活力のある産業の発展を促し、もって区民生活の向上を図ることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 産業の振興は、つぎに掲げる方針に基づき、区、事業者および産業経済団体（産業経済活動に関わる団体をいう。以下同じ。）が連携し、かつ、協力して実現するものとする。

- (1) 商業については、区民の消費生活を支えるとともに、商店街が地域のにぎわいと区民の交流を促進する地域社会の中心として区民生活の活性化に寄与するよう、振興するものとする。
- (2) 工業については、技術力や競争力の向上を図るとともに、区民の生活との調和がとれるよう、振興するものとする。
- (3) 農業については、農産物を生産するとともに、豊かなみどりを保全し、区民生活に潤いをもたらすよう、振興するものとする。

(4) 観光については、地域の資源を活用するとともに、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう、振興するものとする。

2 産業の振興は、地域経済の活性化および雇用の拡大に寄与するとともに、産業に携わる人材の育成に努めることを旨とする。

3 産業の振興は、区民の理解と協力のもとに実現することを旨とし、区民の信頼と共感を得られる適正な事業活動を進展させることを目指すものとする。

(区の責務)

第3条 区は、事業者に対する支援等必要な施策を展開し、積極的な事業活動への取組を促すものとする。

2 区は、産業の振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の地方公共団体との連携を図るものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、自ら事業の発展および経営の改革に努めるとともに、区および産業経済団体による産業の振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

2 商店街において事業を営む者は、当該商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等、相互に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、当該商店街がにぎわいと交流の場を提供する事業を実施する場合は、必要な負担をすること等により、協力を努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第5条 産業経済団体は、事業者の自助努力と創意工夫を支援する活動を行うよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、産業の振興のための活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(区民の協力)

第6条 区民は、産業の発展が区民生活の向上と地域の活性化に寄与することを認識するとともに、地域における産業の振興に関わりを深めるよう努めるものとする。

(協力体制)

第7条 産業の振興に当たっては、区、事業者および産業経済団体ならびに区民が協力して効果的に産業の振興を図るための体制を整備するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。